

介護保険制度改正のお知らせ

介護保険課 ☎(235)4952

平成30年度、段階的に介護保険制度が改正されます。3年ごとに行う65歳以上の方の介護保険料額の見直しをはじめ、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の変更などについてお知らせします。

介護保険料を支払っている方

4月から
65歳以上の
介護保険料を改定

65歳以上の介護保険料は市が3年ごとに見直しを行っています。今回改定を行った平成30〜32年度の「基準月額」は、5120円となりました。65歳以上の保険料はこの基準月額をもとに12段階に分けられます。改定後の介護保険料は、6月中旬に発送する通知書でお知らせします。

4月から
共生型サービスを創設
「訪問介護」「通所介護」なども対象に

介護保険と障がい者福祉の両方を担う共生型サービスを創設しました。指定を受けた障がい福祉サービス事業所で、介護保険サービスを利用することができます。

やサービス内容ごとに異なります。詳細は、利用している事業所にお問い合わせください。

介護保険サービスを利用している方

4月から
利用者負担額が
変わります

国の介護報酬改定に伴い、介護保険サービスを利用した時に支払う負担額が変わります。金額は事業所

8月から
高額医療・高額介護合算
制度の所得区分を変更

1年間の医療費と介護保険サービス費の自己負担が一定の限度額を超えた場合に超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分を変更します。限度額を超えた方には市からお知らせ

8月から
所得の高い方は
利用者負担割合が3割に

2割負担の中でも特に所得の高い65歳以上の方の負担割合が3割に変わります。負担割合は、本人および同一世帯の65歳以上の方の所得などで決定します(右表)。現在要介護・要支援認定を受けている方には7月末までに「負担割合証」を送付します。

10月から
福祉用具の貸与価格を
公表

利用者が適正な価格で福祉用具をレンタルできるよう、福祉用具を業者から商品の貸与価格と全国平均貸与価格の両方の提示が義務付けられます。また全国平均貸与価格にも一定の上限額が設定されます。

介護保険は支え合いの制度です

介護保険は40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、病気や加齢などで介護が必要になったときに介護サービスが利用できる支え合いの制度です。被保険者は年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件もそれぞれ異なります。

65歳以上の方(第1号被保険者)

受給要件	要介護(要支援)状態
保険料の徴収	65歳になった月から市が徴収
被保険者証	65歳になったら交付



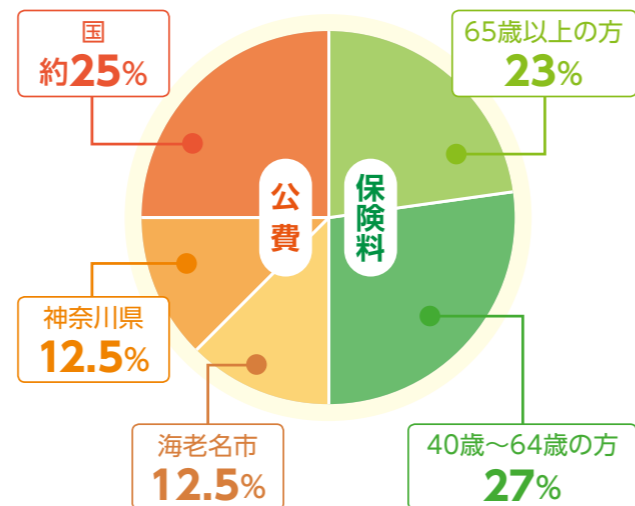
40歳~64歳の方(第2号被保険者)

受給要件	特定疾病で要介護(要支援)状態になったとき
保険料の徴収	40歳になった月から医療保険料(税)とともに徴収
被保険者証	要介護(要支援)状態が認められた場合に交付



介護保険の財源

(居宅サービスなどの場合。利用者負担分は除く)



介護保険サービスを利用した時にかかる費用の1~3割は利用者が負担します。残りの費用は40歳以上の方が納める介護保険料と国・県・市による公費が財源です。

介護保険制度へのご理解とご協力を

市の高齢化率は現在約24割で約4人に1人が高齢者です。介護保険サービス利用者も増加の一途を辿り、介護保険料は見直しのたびに上昇しているのが現状です。介護保険サービスを安定的に提供し、介護が必要となった時に誰もが安心してサービスが利用できるような制度へのご理解とご協力をお願いします。

希望者にはパンフレットを配布

介護保険課では、制度の仕組みやサービス利用方法などを掲載したパンフレット「あつたかいね! 介護保険」を配布しています。8月には新たな制度を掲載した改訂版を発行します。併せてご利用ください。



サービスに関する申請・相談などは地域包括支援センターへお問い合わせください

名称	所在地	電話	担当地区など
海老名東地域包括支援センター	東柏ヶ谷3-5-1-102	(292)1411	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地
海老名北地域包括支援センター	上今泉4-8-28 (えびな北高齢者施設内)	(231)6061	上郷、下今泉、上今泉、扇町、泉、めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター	河原口1519(海老名メディカルサポートクリニック内)	(234)2973	勝瀬、中央、国分北・南
さつき町地域包括支援センター	さつき町41 (海老名市医療センター内)	(234)7226	中新田、さつき町、河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター	国分寺台2-12-3 (国分寺台中央商店街内)	(233)8881	大谷、大谷北・南、国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター	杉久保南3-31-6 (えびな南高齢者施設内)	(238)7691	中河内、中野、今里、上河内、杉久保、杉久保北・南、本郷、門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター	勝瀬175-1 (市役所内)	(233)0111	各地域包括支援センターの統括、総合調査、後方支援など

8月からの利用者負担割合

負担割合	所得区分
3割	①単身世帯(本人のみ) 本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額(*)が340万円以上
	②2人以上世帯 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯にいる65歳以上の年金収入+その他の合計所得金額(*)が463万円以上
2割	①単身世帯(本人のみ) 本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額(*)が280万円以上
	②2人以上世帯 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯にいる65歳以上の年金収入+その他の合計所得金額(*)が346万円以上
1割	上記以外の方

※その他の合計所得金額…分離課税の長(短)期譲渡所得の特別控除額を控除した額です。なお、分離課税の長(短)期譲渡所得の特別控除額は、例えばマイホームを譲渡した場合の控除額を指します。

